

東松山市
市長 森田光一 様
東松山市議会
議長 岡村行雄 様
議員各位

平成30年10月10日
埼玉市民オンブズマン・ネットワーク
東松山市民オンブズマン

田中久男 印
東松山市神明町1-15-38

申し入れ書

日頃より市民のためにご尽力いただきありがとうございます。

東松山市ホームページには「請願以外でも、市政に関する意見・要望を受付けています。」と記載されています。それに則り「申し入れ書」を提出いたします。

請願以外の文書については、書式等の定めはありません。また、随時受付けています。注) 陳情は、参考資料として議員に配布されます。ただし、紹介議員のある陳情は請願と同様に審議されます。

注) 受付けた文書は、写しを全議員に配布いたします。(ホームページより引用)
との掲載がされています。

また、

東松山市議会基本条例第2条(1)公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。の定めがあります。

その上、

同条例3条(2)市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握すること。との定めもあります。故に当書面は速やかに、議長より全議員に配布し、下記の件について審議をし、

議会基本条例「第5条 議会は、市民に対しその有する情報を積極的に提供し、説明責任を十分果たさなければならない。」の定めに沿うべく、市長並びに議会の見解をお示しいただきますよう申し入れます。

記

平成30年7月8日執行の東松山市長選挙につきまして、二点ほど市長、議長及び議員各位に申し上げたいことがありますので書面にて申し入れをいたします。

(1) 東松山市長選挙の件

当該選挙において、候補者森田光一氏は市長に当選を果たされました。平成30年8月7日、私はその市長選挙の選挙収支報告書を、公職選挙法(以下「法」という)の第192条4の定めに基づき閲覧いたしました。その中で、「寄附をした者＝横川雅也・職業＝議員」の記載がありました。



議員による寄附行為が行われたのであれば、姑息にも政治団体の名前に訂正することで法から逃れようとするよりも、法に抵触する行為であると気が付いた時点で、違法な寄附行為をした県議会議員へ返還するべきです。

(2) 市議会議員・吉田英三郎氏並びに公務員の件

上記市長選挙の候補者・森田光一氏の出納責任者は吉田英三郎氏です。
現職の市議会議員です。

議会は市長と共に市民のために市長の市政を市民に代わってチェックするべき立場です。

現職の議員が市長選挙に協力し、市長選挙の出納責任者までも引き受けるなどは癒着としか言いようがありません。これではこの先、市民の代表として厳しい目をもって市政をチェックしていただけたとは思えず、非常に由々しき事態です。

「東松山市議会基本条例」(平成23年3月18日・条例第8号)の序文、並びに6条には議会と執行機関との関係についての定めがあります。

(議会と執行機関との関係)

第6条 議員及び市長その他の執行機関は、議会の会議に当たって、市政上の論点及び争点を明確にするとともに、緊張関係の保持に努めなければならない。

議会議員が自ら定めた基本条例を無視するような行為は許されません。

また、候補者・森田光一氏の市長の選挙収支報告書の寄附の欄には、「特別地方公務員」からの寄附も記載されています。

この特別地方公務員は「市長が指名して、議会の同意を得て選任される」(地方自治法162条)であり、任期はあるものの、市長からの解職はいつでもできる(同法163条)という立場であることから、特別地方公務員は、一市民とは異なり市長との間に利害関係がある者と言わざるを得ません。

その利害関係にある特別地方公務員は、常に市長の隣に寄り添って仕事をする関係にあり、個人名で寄附をされてもその関係が解かれるとは言い難く、この状況を市民が知った場合、理解を得られるとは思えません。

現在議員の職にある者、公務員である立場などは、市長選挙や議員選挙などへの寄附行為は例え個人名であっても、市長と議会の関係を鑑みれば恥ずべき行為であると考えるところです。

上記に対し、市長、市議会議長としてのご見解を、早急に書面にてお示しくくださいますようお願いいたします。

以上

ご存知のように埼玉県議会議員です。

情報公開請求によりその公文書の写しを9月20日にいただきました。(コピーを添付いたします。)

これは明らかに、議員による寄附行為であり、法第199条5に抵触するものと判断いたしました。

その後、再度閲覧に参りましたところ、収支報告書の訂正書面が8月29日付けにて提出されておりました。書面は「選挙運動費用収支報告書の訂正について」です。(コピーを添付いたします。)

訂正内容は、横川雅也議員からの寄附であったとされる金員はそのまま「友雅会」(政治団体)からの寄附であったという「記入の誤りがあったため」とされておりました。

横川雅也氏からの寄附は友雅会(代表者は横川雅也氏)からの寄附であったとしています。訂正書面は出納責任者の吉田英三郎氏が提出したものです。

選挙収支報告書は法189条3にある「誓約書」が出納責任者によって添付されており「真実が記載されている」と誓った文書であるにもかかわらず、「誤り」があったとすることはありえないことです。

ご存知のように、選挙収支報告書は「第一回分」「第二回分」という方法で提出することができる書面ではありますが、それはあくまでも提出期限以降に支出が判明したものを追加で報告するという意味のものであります。

一度は公文書として9月20日、私に対して、「公文書部分開示決定通知書」とともにその写しを公開しています。その公文書を訂正してしまったのです。

一方、文字の誤りや入力ミスはあり得ることはあります。しかし、当該訂正などは決してあり得ないことです。なぜなら、寄附を受け取った時(7月1日)ましてやその当該選挙の告示日に、常識的には現金を裸で手渡す事は考えにくく、「横川雅也」と記載された祝儀袋やまたは封筒などが存在し、そこに記載されていた通りの名前を収支報告書に記載したものと考えられます。それは出納責任者・吉田英三郎氏が記載したものです。

即ち「友雅会」を「横川雅也」と記載ミスをする事など極めて考えにくいことです。

もっとも、出納責任者・吉田英三郎氏には別に事務担当がおられ事務担当の名前が収支報告書に記載されてあるため、出納帳や収支報告書に記載したのは、おそらくその事務担当者ではあったと推測はされるのですが、それであれば余計にこのような記載ミスなど起こることはありません。ましてや虚偽記載をするとは考えにくいことです。

そしてあくまでも記載や提出にかかわる責任者は吉田英三郎氏であり、誓約書も訂正にかかわる書面もすべて吉田英三郎氏の名前で提出されて居りますし、提出に際しては当然、出納責任者がチェックして提出されたものです。

出納責任者・吉田英三郎氏は、「法第百八十条 公職の候補者は、その選挙運動に関する収入及び支出の責任者(以下「出納責任者」という。)一人を選任しなければならない。」と定められており、それによって候補者から選任された者です。

決して出納責任者・吉田英三郎氏は、「知らなかった」「見ていない」「チェックしていない」などと言い逃れができるものではありません。万が一にも吉田英三郎氏の関知しないまま出納責任者になっておられたとしても、吉田英三郎氏の責任は免れません。

「埼玉市民オンブズマン・ネットワーク」と
「東松山市民オンブズマン」は、
市長・森田光一氏 及び東松山市議会あてに
「申し入れ書」(30年10月10日)を提出しました。
その内容を紹介します。

7月8日に行われた東松山市長選挙についての問題

- ◆ 県議・横川雅也氏から森田光一氏への寄付は返還すべきである。
森田光一候補者に対し、県議・横川雅也氏本人から寄付(公職選挙法違反行為)があり、当方はその公文書入手したが、その後訂正願いが出され、横川県議の政治団体(友雅会・代表・横川雅也)からの寄付であったように書き換えられた。
法に触れる問題を含むため、返還をすべきと考えるが、姑息にも意図的に政治団体からの寄付であったように訂正して、法から逃れる行為をした。

- ◆ 森田光一市長と市議・吉田英三郎氏との癒着
市長選挙における森田光一候補者の「選挙統括責任者」及び「経理責任者」は現職の市議・吉田英三郎氏であった。
議員と執行部との関係は、緊張関係を保持するよう「議会基本条例・第6条」に定められている。
(※「議会基本条例」とは、議会のあるべき姿を議員が自ら議決して定めた条例)
森田光一市長と吉田英三郎氏の関係は、市長と議員の関係を超え、
条例違反と言える。市議会議員は、市民に代わって行政のチェックをすべき者たちであるが、そのチェック機能が果たせるとは思えない。

- ◆ 「特別地方公務員」から森田光一氏への寄付行為があった。
特別地方公務員は「市長が指名し、議会議員の同意を得て」その職に就いている者である。
その上「任期はあるが市長からいつでも解職できる」という関係にある。そのような関係にある職の者が、市長への寄付をするなど、市民の理解は得られない。
以上

4 収入の部

月日	金額又は見積額(円)	種別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
3月28日	1,017,170	その他の収入				自己資金	
5月24日	1,000,000	その他の収入				自己資金	
7月1日	30,000	寄付	さいたま市浦和区東高砂6-15	埼玉県宅建政治連盟	政治団体		
7月1日	50,000	寄付			会社役員		
7月1日	50,000	寄付			無職		
7月1日	50,000	寄付			無職		
7月1日	50,000	寄付			会社役員		
7月1日	30,000	寄付			会社役員		
7月1日	100,000	寄付	さいたま市浦和区仲町3-5-1	埼玉県医師連盟	政治団体		
7月1日	30,000	寄付			議員		
7月1日	50,000	寄付			会社役員		
7月1日	30,000	寄付		賛田 美行	特別地方公務員		
収入計							

4 収入の部

月日	金額又は見積額(円)	種別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
3月28日	1,017,170	その他の収入				自己資金	
5月24日	1,000,000	その他の収入				自己資金	
7月1日	30,000	寄付	さいたま市浦和区東高砂6-15	埼玉県宅建政治連盟	政治団体		
7月1日	50,000	寄付			会社役員		
7月1日	50,000	寄付			無職		
7月1日	50,000	寄付			無職		
7月1日	50,000	寄付			会社役員		
7月1日	30,000	寄付			会社役員		
7月1日	100,000	寄付	さいたま市浦和区仲町3-5-1	埼玉県医師連盟	政治団体		
7月1日	30,000	寄付	東京都東大塚4-9 東京都東大塚4-9	反租会 反租会	政治団体 政治団体		
7月1日	50,000	寄付			会社役員		
7月1日	30,000	寄付	比企郡滑川町大字山田938	賛田 美行	特別地方公務員		
収入計							